

【表紙】

|                     |                                  |                |
|---------------------|----------------------------------|----------------|
| 【提出書類】              | 有価証券届出書                          |                |
| 【提出先】               | 東海財務局長                           |                |
| 【提出日】               | 平成28年3月10日                       |                |
| 【会社名】               | 株式会社J Pホールディングス                  |                |
| 【英訳名】               | JP-HOLDINGS, INC.                |                |
| 【代表者の役職氏名】          | 代表取締役社長 荻田和宏                     |                |
| 【本店の所在の場所】          | 名古屋市東区葵三丁目15番31号                 |                |
| 【電話番号】              | 052(933)5419(代表)                 |                |
| 【事務連絡者氏名】           | 管理部長 松宮美佳                        |                |
| 【最寄りの連絡場所】          | 名古屋市東区葵三丁目15番31号                 |                |
| 【電話番号】              | 052(933)5419(代表)                 |                |
| 【事務連絡者氏名】           | 管理部長 松宮美佳                        |                |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 株式                               |                |
| 【届出の対象とした募集金額】      | その他の者に対する割当                      | 1,207,910,000円 |
| 【安定操作に関する事項】        | 該当事項はありません。                      |                |
| 【縦覧に供する場所】          | 株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町2番1号) |                |

## 第一部 【証券情報】

### 第 1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

| 種類   | 発行数        | 内容  |
|------|------------|---|
| 普通株式 | 4,392,400株 | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。<br>なお、単元株式数は100株であります。 |

(注) 1. 平成28年3月10日(木)の取締役会決議によります。

2. 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2 【株式募集の方法及び条件】

##### (1) 【募集の方法】

| 区分          | 発行数        | 発行価額の総額(円)    | 資本組入額の総額(円) |
|-------------|------------|---------------|-------------|
| 株主割当        |            |               |             |
| その他の者に対する割当 | 4,392,400株 | 1,207,910,000 | 603,955,000 |
| 一般募集        |            |               |             |
| 計(総発行株式)    | 4,392,400株 | 1,207,910,000 | 603,955,000 |

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は603,955,000円であります。

##### (2) 【募集の条件】

| 発行価格(円) | 資本組入額(円) | 申込株数単位 | 申込期間          | 申込証拠金(円) | 払込期日          |
|---------|----------|--------|---------------|----------|---------------|
| 275     | 137.50   | 100株   | 平成28年3月28日(月) |          | 平成28年3月28日(月) |

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。  
3. 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。  
4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。

##### (3) 【申込取扱場所】

| 店名               | 所在地                 |
|------------------|---------------------|
| 株式会社 J Pホールディングス | 愛知県名古屋市東区葵三丁目15番31号 |

##### (4) 【払込取扱場所】

| 店名                | 所在地               |
|-------------------|-------------------|
| 株式会社みずほ銀行 名古屋中央支店 | 愛知県名古屋市中区栄三丁目4番5号 |

### 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

### 4 【新規発行による手取金の使途】

#### (1) 【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額(円)    | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円)    |
|---------------|--------------|---------------|
| 1,207,910,000 | 16,000,000   | 1,191,910,000 |

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。  
2. 発行諸費用の内訳は、登記関連費用、アドバイザー手数料及び取引所上場関連費用等の概算であります。

#### (2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額1,191,910,000円については、当社の財務体質の健全化のため、全額を金融機関から借り入れた短期及び長期借入金の返済資金として平成29年9月末までに充当する予定であります。当該借入金は、平成28年4月以降開園予定保育所等の設備投資資金として調達したものであります。なお、支出実行までの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

### 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1 【割当予定先の状況】

##### a . 割当予定先の概要

|                |                                      |     |
|----------------|--------------------------------------|-----|
| 名称             | 資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)               |     |
| 本店の所在地         | 東京都中央区晴海一丁目8番12号<br>晴海トリトンスクエア タワーズ  |     |
| 代表者の役職及び氏名     | 代表取締役社長 森 脇 朗                        |     |
| 資本金            | 50,000百万円                            |     |
| 事業の内容          | マスタートラスト業務、有価証券資産の管理業務、確定拠出年金の資産管理業務 |     |
| 主たる出資者及びその出資比率 | 株式会社みずほフィナンシャルグループ                   | 54% |
|                | 第一生命保険株式会社                           | 23% |
|                | 朝日生命保険相互会社                           | 10% |

##### b . 提出者と割当予定先との関係

|          |             |
|----------|-------------|
| 出資関係     | 該当事項はありません。 |
| 人事関係     | 該当事項はありません。 |
| 資金関係     | 該当事項はありません。 |
| 技術又は取引関係 | 該当事項はありません。 |

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係の欄は、平成28年3月10日現在のものです。

#### 株式給付信託(従業員持株会処分型)の内容

本制度は、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式等により開示が義務付けられている「従業員株式所有制度」に該当しますので、以下本制度の内容を記載します。

当社は、当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者とする信託契約(以下「本信託契約」といいます。)を締結します。本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。また、みずほ信託銀行株式会社は、資産管理サービス信託銀行株式会社を再信託受託者として有価証券等の信託財産の管理を再信託します。割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社(以下「信託E口」といいます。)は、本信託によって設定される信託口であります。

#### (1) 概要

本制度は、「ジェイ・ピー従業員持株会」(以下「持株会」といいます。)に加入するすべての従業員を対象に、当社株式の株価上昇メリットを還元するインセンティブ・プランです。

本制度では今後約3年間にわたり持株会が取得する見込みの当社株式を、信託E口が予め一括して取得し、持株会の株式取得に際して当社株式を売却していきます。信託終了時まで、信託E口が持株会への売却を通じて本信託の信託財産内に株式売却相当額が累積した場合には、それを残余財産として受益者適格要件を充足する持株会加入者に分配します。また当社は、信託銀行が当社株式を取得するための借入に対し保証を行っているため、信託終了時において、当社株式の株価下落により当該株式売却損相当の借入残債がある場合には、保証契約に基づき当社が当該残債を弁済することとなります。

本第三者割当については、信託E口と当社の間で本有価証券届出書の効力発生後に締結される予定の募集株式の総数引受契約書に基づいて行われます。

本信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使については、信託管理人及び受益者代理人が本信託契約に定める「信託管理人ガイドライン」に従って定められた議決権行使の指図を書面にて受託者に提出し、受託者はその書面に従い議決権を行使します。なお、信託管理人は、当社従業員が就任します。

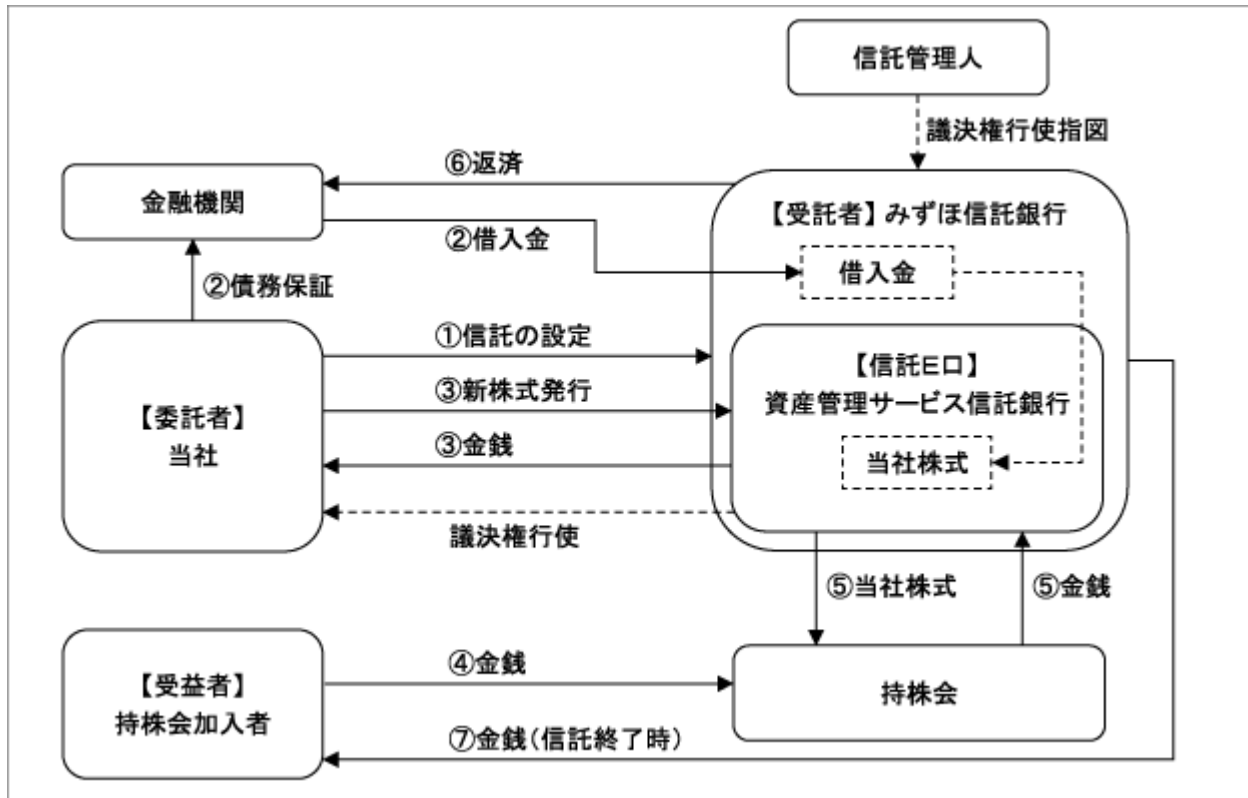
## (2) 本持株会に売り付ける予定の株式の総数

4,392,400株

## (3) 受益者の範囲

本持株会会員のうち、本信託契約で定める受益者確定日において所定の手続きを完了している者を受益者とします。

## &lt;本制度の仕組み&gt;



当社は、信託E口に金銭を拠出し、他益信託を設定します。

受託者(みずほ信託銀行)は、金融機関から株式取得代金の借入を行います。(当社は、金融機関に対して債務保証を行います。)

受託者(みずほ信託銀行)は、借入れた資金を資産管理サービス信託銀行(信託E口)に再信託し、信託E口は当該資金で当社株式を取得します。信託E口が株式を取得するにあたり、当社は、信託期間内に持株会が取得すると見込まれる相当数の新株式の割当てを行います。

持株会加入者は、奨励金と併せて持株会に金銭を拠出します。

持株会は、従業員から拠出された買付代金をもって、信託E口から時価で当社株式を購入します。

信託E口の持株会への株式売却代金をもって受託者(みずほ信託銀行)は借入金の元本を返済し、信託E口が当社から受領する配当金等を原資とする信託財産をもって借入金の利息を返済します。

本信託は信託期間の終了や信託財産の払底等を理由に終了します。信託終了時には信託の残余株式を処分し、借入を完済した後なお剰余金が存在する場合、持株会加入者に分配します。

(信託終了時に、受託者(みずほ信託銀行)が信託財産をもって借入金を返済出来なくなった場合、当社が債務保証履行することで、借入金を返済します。)

## c. 割当予定先の選定理由

本制度は、持株会に対して当社株式を安定的に供給すること及び信託財産の管理により得た収益を従業員へ分配することを通じて、従業員の福利厚生の実現を図り、従業員の株価への意識や労働意欲を向上させるなど、当社の企業価値の向上を図ることを目的としております。

今般、当社は本制度の導入にあたり、同種の制度の受託実績や制度導入に至るサポート体制等を、本制度の円滑かつ堅確な導入と運営の観点から総合的に検討した結果、みずほ信託銀行株式会社を受託者として選定いたしました。

なお、「株式給付信託(従業員持株会処分型)の内容」に記載しましたとおり、当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者として本信託契約を締結した上で、上記再信託に係る契約に基づき、みずほ信託銀行株式会社は資産管理サービス信託銀行株式会社を再信託受託者として再信託しますので、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が割当先として選定されることとなります。

d. 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 4,392,400株

e. 株券等の保有方針

割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)は、本信託契約に基づき、約3年間の信託期間内において持株会に対し毎月定期的に保有株式を売却するために保有するものであります。

なお、当社は、割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)との間におきまして、払込期日(平成28年3月28日)から2年間において、本第三者割当により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書締結の内諾を得ております。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先が本信託の受託者からの信託金によって払込みを行う予定である旨を株式給付信託(従業員持株会処分型)契約書の草案により確認しております。当該信託金については、本信託の受託者が貸付人からの借入金によって調達する予定である旨を金銭消費貸借契約の草案によって確認しております。なお、当該金銭消費貸借契約は、借入人、保証人、貸付人の三者間で締結され、返済原資を信託財産に限定し、信託財産で返済しきれない場合は、保証人が保証履行する内容となっております。また、当社は、借入人に対する上記保証に対し、本信託契約に基づき借入人から保証料を受取ります。

割当予定先：資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)

借入人：みずほ信託銀行株式会社

保証人：当社

貸付人：株式会社みずほ銀行(1,207,910,000円)

g. 割当予定先の実態

割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)は、割り当てられた当社株式に係る議決権行使を含む一切の権利の保全及び行使について、持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い当社株式の議決権を行使します。なお、信託管理人は、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)に対して議決権行使に関する指図を行うに際しては、本信託契約に定める「信託管理人ガイドライン」に従います。

信託管理人は、現在又は過去において当社及び関係会社(以下「当社等」といいます。)の役員ではないこと、現在又は過去において当社等の役員の子親等内の親族ではないこと、当社等と現に取引のある金融機関において現在又は過去において役員になったことがないこと、当社等の重要な取引先において、現に役員ではないこと及び当社等との間に特別な利害関係のないことを要件としており、信託管理人には、当社従業員が就任します。なお、受益者が存在するに至った場合には、信託管理人が受益者代理人に就任します。

なお、割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」といいます。)であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、資産管理サービス信託銀行株式会社のホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報に基づく調査によって割当予定先が特定団体等でないこと及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有していないことを確認しております。なお、当社は、その旨の確認書を、株式会社東京証券取引所に提出しております。

## 2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

## 3 【発行条件に関する事項】

### (1) 払込金額の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

払込金額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、本第三者割当に係る取締役会決議日の前営業日(平成28年3月9日)の株式会社東京証券取引所における当社株式の終値である275円としております。取締役会決議日の直前営業日の当社株式の終値を採用することにしたのは、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にて、第三者割当により株式の発行を行う場合の払込金額は、原則として、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額(直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近日の価額)を基準として決定することとされており、算定時に最も近い時点の市場価格である取締役会決議日の直前営業日の終値が、当社株式の現時点における公正な価格を算定するにあたって基礎とすべき価格であり、払込金額として合理的であると考えたためです。

なお、払込金額275円については、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近1ヵ月間(平成28年2月10日から平成28年3月9日まで)の終値平均260円(円未満切捨)に対して105.77%を乗じた額、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近3ヵ月間(平成27年12月10日から平成28年3月9日まで)の終値平均297円(円未満切捨)に対して92.59%を乗じた額、及び取締役会決議日の直前営業日から遡る直近6ヵ月間(平成27年9月10日から平成28年3月9日まで)の終値平均313円(円未満切捨)に対して87.86%を乗じた額となっております。

上記を勘案した結果、当社は、本第三者割当に係る払込金額は特に有利なものとはいえ、合理的なものと判断しております。また、上記払込金額につきましては、取締役会に出席した監査役4名(うち3名は社外監査役)が、特に有利な払込金額には該当しない旨の意見を表明しております。

### (2) 発行数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

本第三者割当により新規に発行する株式数は、信託期間中に当社従業員持株会に交付すると見込まれる株式数に相当するもの(当初3年間抛当相当分)であり、これは平成27年9月30日現在の当社発行済株式総数83,457,000株に対し5.26%(小数点以下第3位を四捨五入、平成27年9月30日現在の総議決権個数834,479個に対する割合5.26%)の割合に相当し、これにより1株当たりの株式価値の希薄化が生じますが、本第三者割当により発行する株式が一時に株式市場に流出することは考えられません。加えて本第三者割当は当社の財務健全性を向上させるとともに、従業員の意欲や士気を高めるためのものであり、当社の企業価値向上に繋がることから、その希薄化の規模は合理的であり、また、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

## 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

| 氏名又は名称   | 住所   | 所有株式数<br>(株) | 総議決権数に<br>対する所有<br>議決権数の<br>割合 | 割当後の<br>所有株式数<br>(株) | 割当後の<br>総議決権数に<br>対する所有<br>議決権数の<br>割合 |
|--|--|--------------|--------------------------------|----------------------|--|
| 山口 洋   | 愛知県名古屋市名東区   | 21,747,100   | 26.06%                         | 21,747,100           | 24.76%                                 |
| ジェイ・ピー従業員持株<br>会   | 愛知県名古屋市東区葵3丁<br>目15-31   | 5,158,900    | 6.18%                          | 5,158,900            | 5.87%                                  |
| 資産管理サービス信託銀<br>行株式会社(信託E口)                                   | 東京都中央区晴海一丁目8<br>番12号<br>晴海トリトンスクエア タ<br>ワーZ  |              |                                | 4,392,400            | 5.00%                                  |
| 株式会社医薬情報研究所  | 東京都千代田区猿楽町1丁<br>目5-15<br>猿楽町SSビル   | 3,219,100    | 3.86%                          | 3,219,100            | 3.66%                                  |
| TAIYO HANEI FUND, L. P.<br>(常任代理人 シティバン<br>ク銀行株式会社)          | CLIFTON HOUSE, 75 FORT<br>STREET, PO BOX 1350 GRAND<br>CAYMAN KY1-1108, CAYMAN<br>ISLANDS<br>(東京都新宿区新宿6丁目<br>27番30号) | 2,304,000    | 2.76%                          | 2,304,000            | 2.62%                                  |
| 日本トラスティ・サービ<br>ス信託銀行株式会社(信託<br>口)                            | 東京都中央区晴海1丁目8<br>-11  | 1,548,900    | 1.86%                          | 1,548,900            | 1.76%                                  |
| 日本マスタートラスト信<br>託銀行株式会社(信託口)                                  | 東京都港区浜松町2丁目<br>11番3号   | 1,248,600    | 1.50%                          | 1,248,600            | 1.42%                                  |
| THE BANK OF NEW YORK<br>133524<br>(常任代理人 株式会社み<br>ずほ銀行決済営業部) | RUE MONTOYERSTRAAT 46,<br>1000 BRUSSELS, BELGIUM<br>(東京都中央区月島4丁目<br>16-13)   | 1,225,000    | 1.47%                          | 1,225,000            | 1.39%                                  |
| ジェイ・ピー取引先持株<br>会   | 愛知県名古屋市東区葵3丁<br>目15-31   | 1,060,000    | 1.27%                          | 1,060,000            | 1.21%                                  |
| 株式会社こどもの森  | 東京都国分寺市光町2丁目<br>5-1  | 1,000,000    | 1.20%                          | 1,000,000            | 1.14%                                  |
| 計  |  | 38,511,600   | 46.15%                         | 42,904,000           | 48.84%                                 |

- (注) 1. 平成27年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。
2. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数点以下第3位を四捨五入しております。
3. 上記の他、平成27年9月30日現在1,706株を自己株式として所有しております。
4. 上記の割当後の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次の通りであります。
- |                           |            |
|---------------------------|------------|
| 資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)    | 4,392,400株 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 1,480,800株 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)   | 1,248,600株 |

## 6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。



## 第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部 【参照情報】

### 第 1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第23期(自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日) 平成27年 6月29日東海財務局長に提出

#### 2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第24期第 1 四半期(自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 6月30日) 平成27年 8月14日東海財務局長に提出

#### 3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第24期第 2 四半期(自 平成27年 7月 1日 至 平成27年 9月30日) 平成27年11月13日東海財務局長に提出

#### 4 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第24期第 3 四半期(自 平成27年10月 1日 至 平成27年12月31日) 平成28年 2月12日東海財務局長に提出

#### 5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成28年 3月10日)までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を平成27年 6月29日に東海財務局長に提出

### 第 2 【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)の提出日以降本有価証券届出書提出日(平成28年 3月10日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成28年 3月10日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社J Pホールディングス 本店  
(名古屋市東区葵三丁目15番31号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

### 第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

### 第五部 【特別情報】

該当事項はありません。